

第2回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会

議事概要

日時：平成25年8月6日（火曜日） 14:10～16:50

場所：滋賀県大津合同庁舎 5階 5-C会議室

議事：

- 1 びわ湖を中心とした広域的景観の概況の整理について
 - (1) びわ湖を中心とした広域的景観の方向性
 - (2) 景観影響調査の一例
 - (3) びわ湖を中心とした広域的景観の特性と阻害要因
- 2 湖辺市の取り組み状況の紹介（大津市）
- 3 今後の調査について

出席委員：

川崎雅史委員、黒崎道雄委員、佐伯祐二委員、柴山直子委員、中嶋節子委員、
福谷晃委員（50音順）（7名中6名出席）

議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は、事務局の回答は

- 1 びわ湖を中心とした広域的景観の概況の整理について
 - (1) びわ湖を中心とした広域的景観の方向性について

事務局の説明では、今回琵琶湖を対象とするとのことだが、旧風景条例では、景観形成地域として琵琶湖・河川・道路を指定しているため、この理由を整理しておく必要があるのではないか。また、今回の検討内容がまとめれば道路や河川についても複数の景観行政団体にまたがる景観についても取組を行うということか。

琵琶湖は市、県のみならず日本全体の共有の宝である。そのような琵琶湖を守り価値を向上していきたいことから、まず琵琶湖から取り組んでいくということである。

琵琶湖の検討をケーススタディーとし、広域的な景観形成につなげていきたい

と考えている。

(2) 景観影響調査の一例

(風景条例の届出として、過去に景観影響調査が実施された事例を説明)

眺望景観での高さ規制と、都市計画のゾーニングの高さ規制の両方を考えないといけないのではないか。

景観阻害要因を見ていると、視点場の位置が非常に重要になる。視点場が変わると景観が変わると思うので、視点場の設定というものは非常に難しい。

この例では、主要な視点場を「不特定多数の人が集まる場所」として選定して頂いた。今回県が取り組みたいことは、まず守るべき広域的景観とはどこからどこを見ている景観かを定め、それに即した最低限のルールを市町と連携・協力して決めていきたい。高さ制限の都市計画との連携についても今後検討していきたい。

(3) びわ湖を中心とした広域的景観の特性と阻害要因

「広域的景観の構成パターン」の一覧表で、各景観資源が ○ と × で表現されている。この意味は何か。

例えば対岸型の場合でも、山を見る場合と見ない場合があると思う。山並みのは山並みを視対象として含んで見る場合、× は山並みを含まないで見る場合という意味である。

パターンとして分析を進める場合、○ で表現されている部分を対象にするのか。

このパターンごとに分析することは今回考えていない。重要な眺望景観を 20 景程度選び、それぞれについて独自の景観形成基準を提案していく。その際に、今回示した ○ のどれかが組み合わせさせて景観が構成されているということを表示しただけである。

「有る」か「無し」の表現で良いのではないか。

それぞれの視対象が「有る」「無し」といった表現で整理させて頂く。

今回挙げられた視対象について、対岸型と自岸型以外の見え方については、あまり思いつかないが、例えば視対象として内湖は見えないのだろうか。

内湖の場合は俯瞰景であるので、猪子山から見た西の湖等が挙げられる。そういったものも出現する可能性があるので、表中に内湖は入れたい。

景観構成要素だけでは何か足りない気がする。距離感の違いを考えないといけないのではないか。

距離に関しては後の資料で整理している。

色彩のコントロールについては考えないのか。考えるのであれば見えがかりで考えるのか。広域景観で色彩基準を見えがかりで考えると、大気によって遠くか

ら見る場合は視対象が霞むので、主として近景を対象としている市町の景観計画のレベルで色彩コントロールをしっかりとするというスタンスではないだろうか。

景観阻害要素の指標として規模・色彩・形態の3つが挙げられる。これらが距離の関係で景観に影響すると考えている。

2 湖辺市の取り組み状況の紹介（大津市）

大津市より、「景観計画に基づく取り組み状況の紹介」と題して、パワーポイントにより説明していただく。

3 今後の調査について

守るべき広域的景観の抽出について

- ・各市の景観計画策定時等に市民から写真を収集している。その中で、どこから見たどこ、といった記述がされており、視点場と視対象が分かるものもある。守るべき広域的景観の抽出作業において、これらのうち広域的景観に該当するものがあれば、積極的にリストアップして欲しい。また、近畿ブロック研究会が運営している「美し近畿」に応募採用されている景観写真の中で、広域的景観に該当するものもリストアップしていただければと思う。
- ・視点場の設定については、湖岸の公園緑地等の整備計画と連携を図っていく必要があると思う。
- ・現存する視点場だけでなく、視点場を新たにつくることも考えてはどうか。
- ・風景条例では、経済の活性化についても記述しているので、そのような視点から広域的景観の形成も考えてはどうか。

写真家や芸術家の意見を聞くのも良いのではないか。写真家や芸術家は、芸術的な視点から、一般的にあまり知られていない場所を視点場として発掘するということがある。

新しい映画やドラマに登場した場所は新しく人が来る場所と言えるので、これも視対象・視点場の候補になるのではないか。

広域的景観形成基準について

広域的景観形成基準を検討するにあたって、建築物の形態についても指標の一つとして加えてはどうか。

守るべき広域的景観ごとに景観状況は異なる。守るべき広域的景観ごとについて、適切に基準を考えていかないといけないだろう。

視点場が大事な景観と視対象が大事な景観では、景観保全の扱いが異なるのではないか。

守るべき広域的景観の選出について

事務局で絵図・写真等から 50 景程度を選出した後に、どのように 20 景程度に絞り込むのか。県民の意見を聞くということでアンケート調査を考えておられるが、このアンケートをどの様に活かそうとしているのか。20 景程度の絞り込みの方法について、説明してほしい。

県政モニターへのアンケートを実施する予定であり、50 景程度の選出補強とともに、50 景程度から 20 景程度への絞り込みについても、そのアンケート結果も参考としたい。

次回の景観審議会では、事務局で選出した 50 景程度について湖辺市の意見を聞いた上で事務局案をまとめ、そのリスト案を提示することを予定している。県民へのアンケートは、スケジュールの都合上、50 景程度の抽出作業と並行して実施する予定で、次回の審議会ではアンケートの結果報告までは難しい。

アンケートが人気投票になってしまう懸念がある。

アンケートを実施する前にアンケート内容を景観審議会でも議論した方がよい。時間がなければ、アンケート内容について部会長に一任してもよい。

選定作業はステップが大事である。どのようにして市民や関係市の意見を聞くのか、ということがスケジュール的にも内容的にも織り込まれたフロー（いつ、どのような方法で景観行政団体協議会の意見を聞くのかも含めたフロー）を作成して頂きたい。

事務局で再度検討した後、部会長と協議させていただき、アンケート実施のスケジュールや内容等について決めさせて頂くことでよいか。

部会長に一任する。（全委員）

以上